

証拠番号【25】

大洋リアルエステート株式会社社長

堀内正雄様

本件「御堂筋フロントタワー」外壁KOパネルの不適合問題の対応について

1、改修工事を行うためには以下のように2種類ある。

- ①全ての施工済みパネル（KOパネル）を取り外し、新しく別の耐火認定パネル（耐火認定取得）に全て取り換える方法
- ②施工済みのパネル（KOパネル）で、現状のパネルにて全く同じ施工方法及び同じ仕様で安全確認試験を行い合格した仕様で個別耐火認定番号を取得し、現状のパネル（KOパネル）の仕様で合格していることを立証して、その仕様にて改修工事を行う方法。

以上のように2種類の改修方法があるが本件においては①の方法をとっておらず、②の現状のパネル（KOパネル）を利用しての個別耐火認定試験は利用されておらず、個別耐火認定番号は取得されてなく、不当改修工事である。

イ 安全確認試験及び個別認定番号取得試験共パネルを製造したという会社（弘化産業）は、KOパネル仕様のパネルの出荷はしていないと証明している。

ロ 本件と同じ問題でKOパネルの製造会社、岐阜折版工業と、鹿島建設の下

で取り付け工事を行った旭ビルウォールとが法廷闘争した（東京地裁にて）判例では、現状と同一のパネルでは試験は行われていないと、はつきり明言している。

以上のとおり現状のパネルを使用しての改修方法は不当行為である。

本件の場合はワールド北青山ビルと御堂筋フロントタワーの全ての現状パネル（KOパネル）を取り外し、鹿島建設が検査済証取得4か月後に取得したという0141の認定パネルに取り換えなければならない。

2、もし仮にも国交省が救済的な意味で0141の仕様とKOパネルが同等と認めた場合でも0141の認定仕様と改修工事仕様は、現実的には現場では施工できないことを以下に指摘する

①耐火試験申請仕様によれば、パネルの屋内側全面被覆材（厚さ20ミリ以上のフェルト）にて被覆すると示されている。また縦目地及び横目地も同じく目地被覆材にて被覆する事も記されている（認定書P-12, 8・9・11）P-11には被覆材の取り付け方法として、溶接ピンと明記されているが、現状のパネル（KOパネル）の裏面鋼板は、厚さ0,5mmである。

現在の日本の建築現場技術では0,5mmの薄い鋼板にピン等の溶接は不可能である。全て鋼板に穴が開く。またドリリングタッピングねじ（π4mm～5mm・長さ40mm～50mm）と示され、取り付け間隔全て200mm以下

と明記されている（P-3・P-4）このような場合、現状取り付け済みのパネル（KOパネル）に左右、上下200mmピッチで穴をあける事になり、KOパネルの耐震及び耐風圧の強度を保つために、表板と裏板との間に厚さ75mmのロックウール纖維を接着剤にて貼り付ける方法での、表板と裏板との引張強度により、設計要求強度を保持している方法では、全てのパネルに多数の穴をあけることになり、要求強度の半分も強度が出ない。よって、本件のような80m近い高さの外装パネルではパネルが落下する恐れがある。

この事が原因で重大な事故が起きた場合、誰が責任を負うのか？

裁判所、改修工事を確認したと述べている大阪市都市計画局指導部なのか
また本件の管理責任株式会社三菱地所及び設計した三菱地所設計なのか
確認するためにも本件建物内部の調査が必要である。

3、最後の施工部分（20階）の屋上部分のパネルにはアルミリベットが使用されていると三菱地所も鹿島建設も確認されているが、この部分は屋根がなく全て外部仕様と同じである。

アルミ製のリベットの使用の場合他の金属と接触する場合、リベットと下地材（鉄）との接触部分において、水にぬれれば土の電流が発生し電解腐食が発生し、本件のように高い建物ではパネル取り付け部が外部と同じであればリベットの腐食が発生している可能性がある。

この事も調査する必要がある。0141の認定仕様には止めつけ材としてアルミ合金π7, 7と明記されている。P-3が耐火性に問題ないと立証しているが高層部分に使用する場合の要求強度が不足している。

このような場合は当然構造計算は三菱地所設計及び大阪市の建築指導部は、当然認識しているはずである。確認する必要あり。

以上気が付いたところを報告いたします。

追

H26年3月5日付の大坂市都市計画局指導部監査課長 長谷川氏よりの回答「記録等が残っておらず確認することが出来ませんでした」とあるが、この事の発生はH22年6月である。この6月から3年後の年度末まで書類等の保管は義務付けられている。この事はH26年3月末日までが保管義務がある。この事は、3月5日付で記録等が残っていないのはおかしい。

平成28年3月20日

毛利忠之

元 波屏折版業株式会社 代表取締役専務